

大阪税関長 小林 一久

大阪税関における税関官署の開庁時間について

関税法（昭和29年法律第61号）（以下「法」という。）第19条の規定に基づき、税関官署において事務を取り扱う時間を以下のとおり定め、令和4年1月1日から適用することとしたので公示する。これに伴い、「大阪税関における税関官署の開庁時間について」（令和2年8月28日掲示第87号）は、令和3年12月31日限りで廃止する。

なお、同条に規定する事務の種類とは、次の表の左欄に掲げる許可、承認、交付又は届出に係る事務をいい、法第63条第1項の承認を他の税関手続の許可又は承認と併せて行う場合には、当該税関手続の許可又は承認を取り扱う税関官署の開庁時間とする。

凡例：「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）をいう。

「別送品」とは、出国者又は入国者が別送して輸出又は輸入する貨物をいう。

「コンテナ条約」とは、コンテナに関する通関条約（昭和46年条約第6号）をいう。

許可・承認等の区分	官 署	平 日	土曜日	日曜日	休 日	備 考
・法第19条の届出	関西空港税関支署	00：00－24：00	00：00－24：00	00：00－24：00	00：00－24：00	
	上記以外の官署	08：30－17：15	－	－	－	
・法第23条第1項の承認 ・法第63条第1項の承認（法第21条の届出に併せて行う場合に限る。） ・法第66条第1項の承認	本関 関西空港税関支署	00：00－24：00	00：00－24：00	00：00－24：00	00：00－24：00	
	上記以外の官署	08：30－17：15	－	－	－	
・法第43条の3第1項（法第61条の4において準用する場合を含む。）の承認 ・法第62条の3第1項の承認 ・法第62条の10の承認 ・法第63条第1項の承認 ・法第67条の許可（法第75条において準用する場合を含む。以下同じ。）（別送品及びコンテナ条約第2条の適用を受けるコンテナを除く。） ・法第73条第1項の承認	関西空港税関支署	00：00－24：00	00：00－24：00	00：00－24：00	00：00－24：00	
	大阪外郵出張所	04：00－23：30	04：00－23：30	04：00－23：30	04：00－23：30	
	南港出張所	08：30－21：00	08：30－17：15	08：30－17：15	08：30－17：15	1月1日は開庁時間とはしない。
	堺税関支署	08：30－18：00	－	08：30－17：00	08：30－17：00	①12月31日から翌年の1月2日までの日は開庁時間とはしない。 ②土曜日と休日が重なった場合は開庁時間とはしない。
	本関	08：30－17：45	－	－	－	
	上記以外の官署	08：30－17：15	－	－	－	

許可・承認等の区分	官 署	平 日	土曜日	日曜日	休 日	備 考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第 61 条第 1 項（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）の許可</li> <li>・法第 62 条の 5（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）の許可</li> <li>・第 102 条第 1 項の交付</li> </ul>	本関 南港出張所	08：30－17：45	－	－	－	
	上記以外の官署	08：30－17：15	－	－	－	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第 67 条の許可（別送品に限る。）</li> </ul>	本関 関西空港税関支署	00：00－24：00	00：00－24：00	00：00－24：00	00：00－24：00	
	大阪外郵出張所	04：00－23：30	04：00－23：30	04：00－23：30	04：00－23：30	
	南港出張所	08：30－17：45	－	－	－	
	上記以外の官署	08：30－17：15	－	－	－	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第 67 条の許可（コンテナ条約第 2 条の適用を受けるコンテナに限る。）</li> </ul>	南港出張所	08：30－21：00	08：30－17：15	08：30－17：15	08：30－17：15	1 月 1 日は開庁時間とはしない。
	本関	08：30－17：45	－	－	－	
	上記以外の官署	08：30－17：15	－	－	－	